

総務委員会報告資料

令和 8 年 9 月 1 7 日

報告事項件名	頁
1 こども性暴力防止法に関する取組について	2
2 足立区長等倫理規則の制定について	7

(総 務 部)

総務委員会報告資料

令和8年9月17日

件名	こども性暴力防止法に関する取組について												
所管部課名	総務部 人事課、教育指導部 教育政策課												
内容	こどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守るために令和6年6月に成立した「こども性暴力防止法（令和6年法律第69号）」（以下「法」という。）に基づき、こども家庭庁より示されている区が実施すべき取組について、以下のとおり報告する。 1 制度趣旨 児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、従事者による<u>児童対象性暴力等を防止する措置</u>（① 犯罪事実確認・防止措置、②安全確保措置の実施のための体制整備、③ 情報管理措置）を講じること等を、国が法により義務付けた制度。 2 法施行年月日 令和8年12月25日 3 制度対象施設 児童等との関係で、①支配性、②継続性、③閉鎖性を有する施設が対象で、<u>法において義務付けられた施設（以下「義務対象施設」という。）と、事業者の申請に基づき認定を受けることができる施設（以下「認定施設」という。）</u>に分けられる。 （1）区が措置を行う施設 <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>対象施設</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>義務対象施設</td><td>区立小中学校、区立認可保育所・認定こども園、児童館（栗島住区センター（令和8年度まで）、鹿浜いきいき館）、幼児発達支援室ひよこ ⇒ 各施設の対象従事者（想定）は、【別紙1】参照。</td></tr> <tr> <td>認定施設</td><td>区立学童保育室（直営）、こども支援センターげんき</td></tr> </tbody> </table> （2）民間事業者等が措置を行う施設 <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>対象施設</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>義務対象施設</td><td>学校（学校法人立等）、区立認可保育所（指定管理）、私立認可保育所、私立小規模保育所、家庭的保育事業、私立幼稚園、私立認定こども園、児童館（住区センター、指定管理）、放課後等デイサービス等</td></tr> <tr> <td>認定施設</td><td>学習塾、放課後子ども教室、区立学童保育室（指定管理、住区センター、業務委託）、民設学童保育室、都認証保育所、認可外保育施設等</td></tr> </tbody> </table>	分類	対象施設	義務対象施設	区立小中学校、区立認可保育所・認定こども園、児童館（栗島住区センター（令和8年度まで）、鹿浜いきいき館）、幼児発達支援室ひよこ ⇒ 各施設の対象従事者（想定）は、【別紙1】参照。	認定施設	区立学童保育室（直営）、こども支援センターげんき	分類	対象施設	義務対象施設	学校（学校法人立等）、区立認可保育所（指定管理）、私立認可保育所、私立小規模保育所、家庭的保育事業、私立幼稚園、私立認定こども園、児童館（住区センター、指定管理）、放課後等デイサービス等	認定施設	学習塾、放課後子ども教室、区立学童保育室（指定管理、住区センター、業務委託）、民設学童保育室、都認証保育所、認可外保育施設等
分類	対象施設												
義務対象施設	区立小中学校、区立認可保育所・認定こども園、児童館（栗島住区センター（令和8年度まで）、鹿浜いきいき館）、幼児発達支援室ひよこ ⇒ 各施設の対象従事者（想定）は、【別紙1】参照。												
認定施設	区立学童保育室（直営）、こども支援センターげんき												
分類	対象施設												
義務対象施設	学校（学校法人立等）、区立認可保育所（指定管理）、私立認可保育所、私立小規模保育所、家庭的保育事業、私立幼稚園、私立認定こども園、児童館（住区センター、指定管理）、放課後等デイサービス等												
認定施設	学習塾、放課後子ども教室、区立学童保育室（指定管理、住区センター、業務委託）、民設学童保育室、都認証保育所、認可外保育施設等												

4 主な措置事項

ア 犯罪事実確認・ 防止措置	① 不適切な行為の範囲の検討・確定 ② 対象業務従事者の範囲の検討・確定 ③ 児童対象性暴力等の防止措置等に関する規程の策定 ④ 採用者、現職者の犯罪事実確認 ⇒ 事務フローは【別紙2】参照
イ 安全確保措置の 実施のための体制 整備	① 従事者向け研修の実施 ② 相談体制の整備 ③ 事案疑い発生時の報告・対応ルール策定・周知
ウ 情報管理措置	① 情報管理規程の策定 ② 規程に沿った情報管理体制の整備

5 今後の方針

(1) 義務対象施設

区の義務対象施設に求められる以下の取組を着実に進めていく。

	ア 犯罪事実確認・ 防止措置	イ 安全確保措置 の実施のための 体制整備	ウ 情報管理措置
法施行前	規 程 等 の 整 備	従事者向け研修の 実施	規程に沿った情報 管理体制の整備
		相談体制の整備	
		事案疑い発生時の 報告・対応ルール 策定、周知	
法施行後	法施行時現職者の犯 罪事実確認の実施 [期限 ※] 令和11年12月24日 法施行後に採用され る職員の犯罪事実確 認の計画的な実施	事案疑い発生時の 報告・対応ルール の周知	規程に沿った情報 管理体制の履行

※ 法施行時現職者は、上記の期限内で国（区立小中学校は都教育委員会）の指定する時期に分散して確認を行うことになっている。

(2) 認定施設

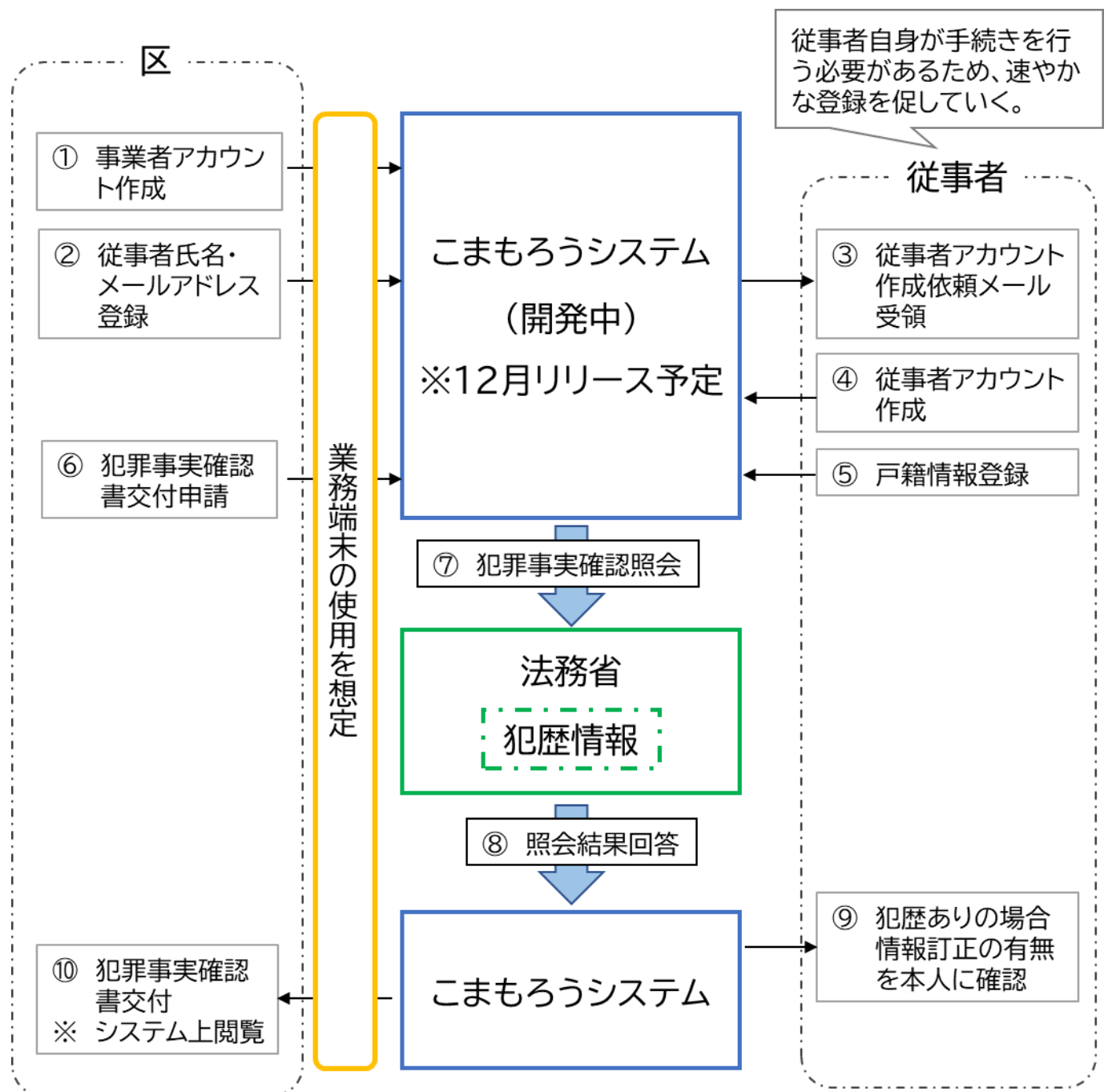
区が申請を予定する認定施設は、認定を受けることができる体制（研修の実施など）を整備したうえで、法施行後速やかに認定申請を行う。

義務対象施設における制度対象従事者数（令和8年8月時点）

施設名	施設数	常勤		会計年度・派遣・委託従事者	
		職 名	従事者数	職名等（派遣、委託の場合は [] にその旨を記載）	従事者数
区立小中学校	102	正規教員	2,644		
		教諭（臨時的任用教員）	127		
		事務	103		
		栄養士	59		
		あだち放課後子ども教室スタッフ	8		
				中学校司書	35
				そだち指導員Ⅱ	68
				時間講師	383
				非常勤教員	36
				SSR指導員	4
				学習支援員（エデュケーション・アシスタント）	107
				日本語学習ルーム主任	4
				日本語指導員	13
				部活動指導員	75
				日本語適応指導講師	43
				中学校生活指導員	39
				いじめ対応サポーター	1
				特別非常勤講師	1
				スクールアシスタント	473
				特別支援教室専門員	142
				特別支援教室指導教員	41
				区スクールカウンセラー	30
				区統括スクールカウンセラー	2
				都スクールカウンセラー	104
				学校事務専門員Ⅰ	10
				学校事務専門員Ⅱ	26
				事務補助	162
				学校栄養士	55
				養護教諭代替員	3
				小学校図書館支援員〔派遣〕	88
				ALT(外国語指導助手)〔派遣〕	35
				部活動指導員〔委託〕	36
				医療的ケア看護師〔委託〕	21
				あだち放課後こども教室スタッフ（ボランティア）	1,114
区立認可保育所・ 認定こども園	30	保育士・保育教諭	508		
		看護師	19		
				保育補佐員	232
				保育補助員	337
				用務	62
				栄養士	32
				事務補助	3
				保育士〔人材派遣〕	9
				看護師〔人材派遣〕	1

施設名	施設数	常勤		会計年度・派遣・委託従事者	
		職 名	従事者数	職名等（派遣、委託の場合は [] にその旨を記載）	従事者数
児童館 （栗島住区センター、 鹿浜いきいき館）	2	児童指導	12		
		事務	2		
				児童指導	9
幼児発達支援室ひよこ	1	福祉	13		
		心理	7		
		事務	2		
				栄養士	1
				保育補助員	4
				看護師	1
				幼児相談員	1
				心理相談員	9
				作業療法士	4
				言語聴覚士	4
				通所バス運転手（委託）	1
				通所バス添乗員（委託）	4
従事者数計			3,504		3,865

【犯罪事実確認 事務フロー】



総務委員会報告資料

令和8年9月17日

件名	足立区長等倫理規則の制定について
所管部課名	ガバナンス担当部 コンプライアンス推進担当課
内容	足立区長等倫理規則（以下「規則」という。）を制定したので、以下のとおり報告する。 1 規則制定日 令和8年9月1日 2 規則の主な内容 (1) 区長等のサービスの根本規律 (2) 利害関係者等からの物品の授受及び会食について (3) ハラスメントの防止 3 対象者 区長、副区長 ※ 教育長は、別に教育委員会規則で制定予定 4 規則の適用範囲（別紙1参照） 公務活動 5 規則の適用除外（別紙1参照） (1) 私人 区長等としての身分にかかわらない関係は、規則の適用除外 ※ 区民の疑惑や不信を招く贈与・供応接待は不可 (2) 政治活動 政治家としての活動は、規則の適用除外（10条） ※ 政治資金規正法、公職選挙法により制限される。 6 条文構成（別紙4参照） 第1条 目的 第2条 定義等 第3条 サービスの根本規律 第4条 禁止行為 第5条 禁止行為の例外 第6条 手土産・足立区役所に送付された物品の取扱い 第7条 私的な関係に基づく例外

- 第 8 条 利害関係者以外の者との接触
 第 9 条 ハラスメントの防止
 第 10 条 適用除外
 第 11 条 委任

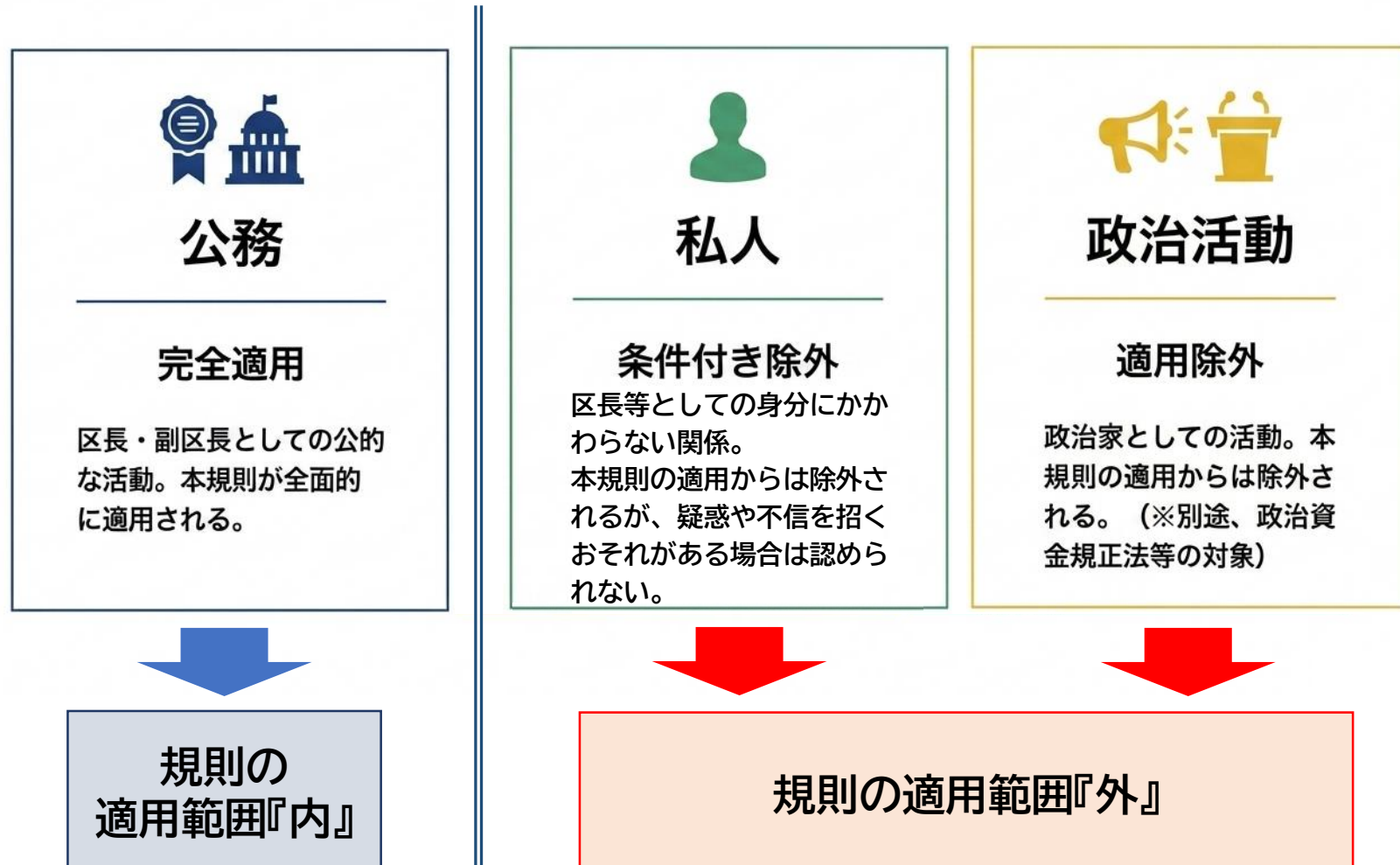
7 利害関係者の範囲（別紙 2 参照）

許認可、補助金、立入検査・監査又は監察、不利益処分、行政指導、契約
 に関係する申請者・対象者等（6 種に定義）

8 公務活動における物品の授受・会食のルール（別紙 3 参照）

対象者	活動内容	物品の授受	会食
利害関係者 (2 条 4 項) ①許認可 ②補助金 ③検査・監査 又は監察 ④不利益処分 ⑤行政指導 ⑥契約 (6 種)	公務活動 (例) 地域活動 団体、契 約事業者 等との接 触	原則不可 （4 条 1 項）	可 （5 条）
		例外（受取可） ①宣伝用物品又は記念 品（5 条 1 号） ②公式的な行事で参加 者に配布される記念 品（5 条 2 号） ③就任祝いの花き（5 条 3 号） ④茶菓その他の簡素な 飲食物（5 条 4 号）	費用負担あり ①公費又は私費で参加 ※ 供応接待とみなさ れないよう注意する。 費用負担無しでも可 ①会議等で提供される茶 菓（5 条 7 号） ②公式的行事における飲 食物提供（5 条 8 号） ③会議での簡素な飲食物 提供（5 条 9 号）
		記 録	記 録
	利害関係 が生じる 親族、友 人等との 接触	可 （7 条）	可 （7 条）
		例外 区民の疑惑や不信を招 く贈与は不可（7 条）	例外 区民の疑惑や不信を招く 供応接待は不可（7 条）
		記 録	記 録
利害関係者 以外 (2 条 4 項 以外の者)	公務活動 (例)職 員、友好 自治体、 外国政府 等との接 触	可 （規定なし）	可 （規定なし）
		例外 社会通念上相当な範囲 を超える財産上の利益 供与は不可（8 条）	例外 社会通念上相当な範囲を 超える供応接待は不可（8 条）

区長等が持つ「3つの顔」と規則の適用範囲



利害関係者の定義

※ 原則、国に準じた取り扱いで規定し運用

規則にて、
『**6 種**』
に定義



許認可
申請者



補助金
交付対象者



検査・監査
対象事業者



不利益処分
名宛人



行政指導
指導対象者



契約
締結・申込者

これらの利害関係者との
接触について規定

【利害関係者に該当しないケースの具体例】

- ・ 国、独立行政法人、他の地方公共団体、外国政府、外国の地方公共団体若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者

➡ 上記該当団体からの名産品・特産品等の提供、友好自治体職員との会食等は【可】

- ・ 親族、友人等（区長等としての身分にかかわらない関係）

➡ 親族・友人という立場での物品授受や会食は【可】

物品受領・会食のルール

※ 原則、国に準じた取り扱いで規定し運用

 物 品	 会 食
○認められる範囲（例外的に受領可能なもの）	○認められる範囲
 ・茶菓その他の簡素な飲食物（手土産）  ・広く一般に配布する宣伝用物品又は記念品  ・式典、総会その他の催物で参加者に配布される記念品 ・就任祝いとしての花き又はこれに類するもの	<費用負担あり> 利害関係者との会食可 ・公費参加 ※ 要記録・HP公表 ・私費参加 ※ 供応接待とみなされないよう注意する <費用負担なし> 利害関係者の費用負担でも可 ・会議等で提供される弁当・飲料・茶菓 ・公式的行事における飲食物の提供
⊖認められないもの	⊖認められないもの
上記以外の物品については辞退する ※ 受取拒否、返送、処分した物品は記録	供応接待 ⇒全額相手負担 又は 明らかにこちらの費用負担が少ない会食

 私人として接触する場合（親族・友人等、区長等としての身分にかかわらない関係）

原則、物品の授受、会食ともに問題なし  区民の疑惑や不信を招くような贈与・供応接待は不可

 政治家としての活動

規則の適用除外  政治資金規正法、公職選挙法により制限される

○足立区長等倫理規則

(目的)

第1条 この規則は、区長等の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する区民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する区民の信頼を確保することを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則において「区長等」とは、足立区長及び副区長をいう。

2 この規則において「事業者等」とは、法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

3 この規則の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

4 この規則において「利害関係者」とは、区長等が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、国、独立行政法人、他の地方公共団体、外国政府、外国の地方公共団体若しくは国際機関又はこれらに準ずるもの（以下「国等」という。）に勤務する者（当該国等の利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。）を除く。

(1) 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等及び足立区行政手続条例（平成7年足立区条例第21号）第2条第3号に規定する許認可等をいう。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等及び当該許認可等の申請を行い、又は行おうとしていることが明らかである事業者等又は個人（前項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。）

(2) 補助金等（足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）第2条第1号に規定する補助金等をいう。）を交付する事務 当該補助金等の交付を受けた事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請を行い、又は行おうとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

(3) 立入検査、監査又は監察（法令又は条例の規定に基づき行われるものに限る。以下「検査等」という。）をする事務 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人

(4) 不利益処分（行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分及び足立区行政手続条例第2条第4号に規定する不利益処分をいう。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき事業者等又は特定個人

(5) 行政指導（行政手続法第2条第6号に規定する行政指導及び足立区行政手続条例第2条第6号に規定する行政指導をいう。）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人

(6) 契約（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する契約をいう。）に関する事務 当該契約を締結している事業者等又は当該契約の申込みを行い、若しくは行おうとしていることが明らかである事業者等

（服務の根本規律）

第3条 区長等は、全体の奉仕者として公共の利益のためにその職務を行い、公私混同をせず、職務に関して廉潔性を保持するものとする。

（禁止行為）

第4条 区長等は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。

(2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。

(3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。

(4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。

(5) 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。

(6) 利害関係者から供応接待を受けること。

(7) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

2 前項の規定の適用については、区長等（同項第7号に掲げる行為にあつては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、区長等は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（禁止行為の例外）

第5条 区長等は、前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる行為をすることができる。

(1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であつて広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。

(2) 多数の者が出席する式典、総会その他の催物（これに引き続き行われ、多数の者が出席する飲食を伴うパーティーその他の会合を含む。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。

(3) 就任祝いとして花き又はこれに類するものの贈与を受けること。

- (4) 職務として利害関係者を訪問し、又はその訪問を受けた際（代理の者が利害関係者を訪問し、又は利害関係者の訪問に対応する場合を含む。）に、当該利害関係者から茶菓その他の簡素な飲食物の贈与を受けること。
- (5) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
- (6) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
- (7) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- (8) 利害関係者から書面による出席依頼を受け職務として出席し、又は多数の者が出席する式典、総会その他の催物において、利害関係者から飲食物の提供を受けること。
- (9) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。

（手土産・足立区役所に送付された物品の取扱い）

第6条 区長等は、次の各号に掲げる物品については、受取を拒否し、又は返送するものとする。ただし、前条、次条又は第10条の規定により、第4条第1項第1号の規定が適用されない場合は、この限りでない。

- (1) 利害関係者から、区長等に贈与する目的で、手土産として渡された物品
 - (2) 利害関係者から、区長等に贈与する目的で、足立区役所に送付された物品
- 2 前項の場合において、当該物品が生ものである等、受取の拒否又は返送が難しいときは、区長等は、これを適宜の方法で処分することができる。
- 3 区長等は、前2項の規定により、利害関係者から送付された物品の受取を拒否し、又はこれを返送し、若しくは処分したときは、その旨の記録を作成するものとする。

（私的な関係に基づく例外）

第7条 区長等は、私的な関係（区長等としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する区民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合においては、第4条第1項の規定にかかわらず、同項各号（第7号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

（利害関係者以外の者との接触）

第8条 区長等は、利害関係者に該当しない事業者等との間であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

（ハラスメントの防止）

第9条 区長等は、次に掲げる言動（以下「ハラスメント」という。）をしてはならない。

（1） 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなもの

（2） 他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動

（3） 妊娠又は出産に関して、妊娠し、又は出産した女性職員の勤務環境を害する言動

（4） 職員が妊娠、出産、育児又は介護に関する制度を利用すること又は措置を受けることに関して当該職員の勤務環境を害する言動

2 区長等は、ハラスメントを防止するため、自己研鑽に努めるとともに、他の職員に対しても必要な啓発を行わなければならない。

（適用除外）

第10条 この規則は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第4条第4項に規定する政治活動に関する寄附については、適用しない。

（委任）

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。